

## ～認可外保育施設の無償化について～

- ① 令和元年10月から、認可外保育施設を利用されている児童のうち、「保育の必要性の認定」を受けた児童は利用料の無償化が実施されます。  
上限：3歳～5歳児：37,000円  
0歳～2歳児：42,000円（住民税非課税世帯）
- ② 無償化の対象となる認可外保育施設は、都道府県又は市町村に届出を行った施設のうち、「国が定める認可外保育施設の基準」を満たす施設が対象となります。  
(ただし、令和元年10月までに施設を開設し、届出を行った施設については、令和3年9月末までは基準を満たさなくても無償化の対象となります。)
- ③ ②の基準は茨木市の基準（条例）のため、茨木市民のみに適用されます。  
※茨木市民の方が、他市の認可外保育施設を利用される場合も②の基準を満たす必要があります。

認可外保育施設の無償化には条件があります。

詳しくは、市にお問い合わせください！！



### 【問合せ先】

茨木市こども育成部保育幼稚園総務課

〒567-8505

茨木市駅前三丁目8番13号

TEL：072-655-2753 FAX：072-622-9089

E-mail：hy-somu@city.ibaraki.lg.jp